

豊田市建設工事総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が発注する建設工事に係る総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力及び信頼性・社会性の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価委員会)

第3条 総合評価方式を円滑に実施するために、豊田市総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学識委員及び事務の執行機関である総合評価推進部会（以下「推進部会」という。）の委員で構成する。

3 学識委員は2名とし、総合評価方式について学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

4 学識委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 推進部会の委員は、契約担当副部長を部会長とし、総合評価方式に係る課等の長7名以内で組織する。

6 委員長は、契約担当副部長をもって充てる。

7 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 委員会及び推進部会の庶務は、契約担当課において処理する。

(学識委員の意見聴取)

第4条 契約担当課は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、委員会を開催して学識委員の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識委員の意見を聴く必要があるかどうかについて学識委員の意見を聴くものとし、改めて学識委員の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、委員会を開催して学識委員の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他必要がある場合は、委員会の開催に代えて学識委員全員から個別にから意見を聴くことができる。

(推進部会)

第5条 契約担当課は、第9条に規定する落札者決定基準の作成に当たり推進部会を開催し、総合的な視点かつ技術的な視点での調整を図るものとする。

(適用対象工事)

第6条 総合評価方式により入札を行う工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的な性能・機能、社会的要請等に関する提案（以下「技術提案」という。）等、施工計画に関する提案、市内事業者の受注機会の確保に関する提案並びに入札者の技術力及び信頼性・社会性（以下「企業の技術力等」という。）と入札価格を一体と

して評価することが妥当と認められる工事

(2) 入札者が提示する簡易な施工計画に関する提案及び市内事業者の受注機会の確保に関する提案並びに企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(3) 前号のうち、簡易な施工計画に関する提案及び市内事業者の受注機会の確保に関する提案を除き、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
(入札の公告)

第7条 契約担当課は、総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告を行う際に、次の事項について公告する。

(1) 総合評価方式の工事である旨

(2) 当該総合評価方式に係る評価項目

(3) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準

(4) 第13条の規定により、最低評価点を設定する場合における最低評価点
(提案書の提出)

第8条 入札参加希望者は、技術提案等の各提案を記載した書類（以下「提案書」という。）を入札参加資格確認申請の際に併せて提出するものとする。

(落札者決定基準)

第9条 落札者決定基準には、評価の方法、評価基準、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価の方法)

第10条 総合評価方式による評価の方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）と当該入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、入札価格にその費用を加算した価格）を基に、次の各号のいずれかの方法を採用して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(1) 除算方式

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格

(2) 加算方式

価格評価点＝100×（1－入札価格／予定価格）

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2 総合評価方式の型式は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 標準型 第6条第1号の工事に該当する場合

(2) 簡易型 第6条第2号の工事に該当する場合

(3) 特別簡易型 第6条第3号の工事に該当する場合

(評価基準)

第11条 総合評価における各方式の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

ア 評価項目は、工事ごとに別表に掲げる評価項目の中から設定する。

イ 標準型で実施する場合については、必要に応じ推進部会が別途定めるものとする。

(2) 加算点

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を加算点という。

イ 除算方式を採用した場合は、入札参加資格要件を満たした場合にあっては、標準点として100点を付与する。

ウ 加算点は、40点から65点までを基本とする。ただし、推進部会が認めた場合は、この限りでない。

エ 加算点は、原則として次の基準に従って配分する。

(ア) 施工計画及び市内事業者の受注機会の確保に関する提案の加算点は、3点から20点までとする。

(イ) 品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性が認められる場合は、施工体制評価点として最大20点を付与する。

(ウ) 上記以外の評価項目の加算点は、16点から22点までとする。

オ 加算点は、おおむね次の基準により設定する。

(ア) 施工計画は、原則として標準案を0点としてそれを上回る提案に加算する。

(イ) 施工計画以外の評価項目については、要求した要件を満たしている場合に加算する。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(落札者決定の方法)

第12条 落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。

ア 除算方式

基準評価値＝標準点／予定価格

イ 加点方式

基準評価値＝0

(3) 入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(最低評価点の設定)

第13条 工事の施行について品質を確保するため落札者に最低限度の基準を定める必要があるときは、最低評価点を設定することができる。

2 前項の規定により最低評価点を設定した場合は、最低評価点に達しない者を失格とする。

(低入札調査基準価格及び失格基準)

第14条 総合評価方式において、第12条に規定する評価値の最も高い者が、豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱第4条に規定する低入札調査基準価格を下回った場合は、同要綱第4条から第9条までの規定を適用する。

(提案書の審査)

第15条 提案書の審査は、原則として工事担当課で行うものとする。ただし、必要に応じて推進部会又は契約担当課で審査を行うことができる。

(提案書の作成費用)

第16条 入札参加者が提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表 評価項目

審査項目	評価項目
施工計画	①施工計画の実施手順の妥当性 ②工期設定の適切性 ③施工上配慮すべき事項の適切性 ④その他
市内事業者の受注 機会の確保	①豊田市公契約条例に関する市内事業者の活用方法 ②市内事業者活用金額率 ③その他
企業の施工実績	①過去10年間以内の同程度内容以上の工事の施工実績の有無 ②過去2年間以内の工事成績評定値の平均点 ③過去2年間以内の優良工事認定の有無 ④週休2日制工事の有無 ⑤CCUSへの事業者登録の有無 ⑥過去5年度以内の国家資格等の取得者の有無 ⑦その他
配置予定技術者の 能力	①主任（監理）技術者の保有する資格 ②過去10年間以内の同程度内容以上の工事の主任（監理）技術者等の 施工経験の有無 ③過去10年間以内の同程度内容以上又は同種工事の主任（監理）技術 者等の工事成績評定値 ④その他
地理的要件	①地域内における本支店、営業所の所在地の有無 ②その他
社会貢献度	①ISO14001又はエコアクション21等の認証取得の有無 ②地球温暖化防止のためのCO2排出量削減などの企業としての取組 ③とよたSDGsパートナーの登録又は認証 ④男女共同参画社会への貢献の有無 ⑤法定雇用率を上回る障がい者の雇用の有無 ⑥保護観察対象者等の雇用の有無 ⑦その他
地域貢献度	①災害協定等に基づく協定等の締結の有無 ②地域活動への貢献 ③その他
その他	①ISO9001の認証取得の有無 ②その他